

テクニシャン・エンジニアの原点を探る

その2:『横須賀海軍船廠史』における「技手」の謎

職業能力開発大学校 谷口 雄治

ヨーロッパ・アメリカでは、現にtechnician (technicien; 仏語, Techniker; 独語) という用語が職業資格との関わりをもって流布しており、そのこと自体は、用語の範疇・輪郭の確定には多少の困難を伴うといった面があるにせよ、一定の概念が形成されていることを証している。翻って、わが国の邦語としての「テクニシャン」には、職能あるいは職業資格の観点ではいまだ社会的通用性がない。しかしながら、例えば『日本近世造船史』(明治44年刊行)によれば、「技手は、造船に関する簡易の学理を修め、艦船製造に当たり、技師の命令の下に、其一部の工事を担任し、配下の職工を統御するもの」との定義があるように、監督的役割もあるが中間的技術者であるという点で、わが国でもかつては欧米でいうtechnicianと類似する「技手」があった。しかも、それは一般にも慣用的に使われていた。このことは、前回、明治期の小説における登場を検討することで明らかにした。では、その「技手」の概念を一層明瞭にするための手続きとして、まずは「技手」概念の形成過程を探ることにしよう。

『横須賀海軍船廠史』による「技手」

「技手」と呼称される技術系人材には多数の事例があるが、その最初は幕末期の横須賀造船所(当初は「横須賀製鉄所」)において養成した人材であるとするのが通説となっている。「最初」ということについてもう少し正確に述べておこう。西洋式造船所の設立に関する幕府の意向を受けて、お雇いフランス人の首長ヴェルニーは、慶応元年(1865年)に人材養成計画を含む横須賀造船所創設の全体構想を立案した。横須賀造船所に関する基本的史料として重宝されている『横須賀海軍船廠史』(以下、

『船廠史』という)では、全体構想を「横須賀製鉄所設立原案」(以下、「設立原案」という)と命名し、その「第五節」(内国官吏組織事項)の中で「技手」という用語を下記のように用いて記述している。

「日本政府八他年内国人ヲシテ仏人ニ代リテ造船事業ニ当タラシムル為メ、造船所内ニ学校ヲ興シ、以テ技手及技手タルベキ人材ヲ養成スベシ。故ニ少年士族ヲ選抜シテ技士生徒ヲ置キ、通訳部長ヲシテ其ノ授業ヲ掌リ、仏語及ビ工学諸科ヲ講習セシメ、工事課長モ亦本務ノ余暇ヲ以ッテ之ヲ教授スベシ。而シテ又仏人頭目ヲシテ少年職工ヲ選抜セシメ、之ヲ技手生徒ト為シ、日々午前八工場ニ在リテ各自ノ本業ヲ修メ、午後八学校ニ上リテ図学其他必要ノ学科ヲ習肄セシムベシ」(傍点 - 筆者)

この案における「技手タルベキ人材」の養成は、横須賀近村から徴募した少年9名に対して慶応3年から開始した。「技手」で呼称される対象が登場する横須賀造船所創設期というのは、確かに他の事例の年代より古い。

しかしながら、『船廠史』は大正4年の刊行である。少なくとも、慶応期の“純生”の記録とはいえない。横須賀造船所創設期における技術系人材の1つが、はたして幕末から激動の半世紀を経た時代の「技手」と同じ概念でとらえることができるのか疑わしい。何よりもまず、慶応期当時「技手」という用語を実際に用いていたのかということ自体も定かではない。したがって、『船廠史』でいう「設立原案」における「技手」を吟味することが、本稿の課題である「技手」概念の形成過程を探る最初の手がかりとなる。

『海軍歴史』における「技手」の取り扱い

「設立原案」については、『船廠史』のほか『海軍歴史』（勝安房編，明治21年刊）にも記録されている。『海軍歴史』における上記『船廠史』の引用に相当する箇所をみてみよう。

「日本政府八他年邦人ヲシテ仏人ニ代リ船廠業務ニ当タラシムル為メ茲ニ学校ヲ興シ以テ技師頭目タルヘキ人材ヲ養成ス可シ故ニ少年士族ヲ選抜シテ技師生徒ヲ置キ通訳部長ヲシテ其授業ヲ掌リ仏語及工学諸科ヲ講習セシム可シ尚ホ副アンジェニヨール官ハ本務ノ余暇ヲ以テ之ヲ教授スルモノトス而シテ別ニ仏官頭目ヲシテ少年工夫ヲ選抜セシメ之ヲ頭目生徒ト為シ日々午前工場ニ在テ各自ノ本業ヲ修メ午後学校ニ上リ図学其他各科ヲ習肄セシム可シ」（傍点 - 筆者）

『船廠史』と『海軍歴史』とは大意として同じ内容を記述していることが理解できよう。同様の内容が記録されているにもかかわらず、横須賀造船所に関するかぎり『船廠史』が“嫡流”の資料であるとみなされるのか、『海軍歴史』から引用されることは少ない。さて、両者を比較すると、用語レベルでかなりの相違がみられる。それらは、一見取るに足らぬことかもしれないが、ここでは問題の関心が用語の概念だけに両者の違いにこだわらざるを得ない。そこで、上記2つの引用から伝習関係者に関する用語を比較・対置すると表1のとおりとなる。

表1 伝習に関する用語の比較

『船 史』		『海軍歴史』	
生徒	指導者	生徒	指導者
技士生徒	通訳部長および 工事課長	技師生徒	通訳部長および 副アンジェニヨール官
技手生徒	仏人頭目	頭目生徒	仏官頭目

『船廠史』と『海軍歴史』における相違の意味

では、上記表1の相違とは、いったい何に起因しているのだろうか。まずは両者の編纂期の年代差を確認しておこう。『海軍歴史』の刊行は明治21年、『船廠史』のそれは大正4年である。ところが、『船廠史』の旧沿革史である『横須賀造船史』（明治26年刊行）においても「第五節」について全く同

文で記載しており、むしろ『船廠史』は明治26年刊行の旧沿革史を継承しているといえる。したがって、「第五節」に関するかぎり、編纂期の年代的ズレは小さなものとみなせる。

ところで、明治26年刊行の『横須賀造船史』は、その「編纂委員誌」で明治政府が幕府から継伝した資料（「簿書記録」）は絶無であったこと、また維新後においても製鉄所の所管が転々としたためにその間の簿書の類が散逸したことといった事情を伝えている。さらには、「うゑるに一ノ専断ヲ以テ決行シタル事項ノ如キハ全ク内国人ノ記録中ニ存セザルモノアリ」と述べている。つまり、「設立原案」については日本人の手による記録が一切残されていないことになる。また、「設立原案」の冒頭に、「議定シタル要旨ヲ逐次条記セシムルコトハ節即チ横須賀製鉄所設立原案是レナリ其撮訳左ノ如シ」（傍点 - 筆者）と紹介している。つまり、「設立原案」の記述は、フランス側が残した文書を資料として用い翻訳したことになるのである。「設立原案」の「第五節」に限っての用語表記上の違いは、前出の表1に示すもののほか、『船廠史』における「少年職工」に対する『海軍歴史』における「少年工夫」がある。これらの相違は翻訳上の違いに由来するものと考えられる。そしてまた、『海軍歴史』、『船廠史』（オリジナルと思われる『横須賀船廠史』でも）双方が翻訳したフランス側資料は、おそらく同一のものであると推測できるのである。とするならば、「技手」あるいは「頭目」と翻訳されたフランス語原文における用語は、何であったのだろうか。また、それは「技手」とも「頭目」とも訳すことができるものであったのだろうか。

「技手」と「頭目」との相違

既述のとおり、「技手」と表記した旧沿革史（『横須賀造船史』）の刊行は明治26年、また『海軍歴史』の方は明治21年である。これらが編纂されたあたりの時代では、「頭目」と「技手」とは同じ概念であったのかどうかについて確認しておきたい。明治19年5月に、造船所の組織構成を定めた「横須賀海軍造船所条例」（明治19年2月）を受けて海軍省令（第35号）「横須賀造船所官制」が定められている。つまり、このときに鎮守府内では「技手」を正規の

官制（位階格づけ）上の用語として位置づけたことになる。明治22年5月の「鎮守府条例」の発布によって判任官「上等技工」が定められるが、鎮守府官制で任叙された「技手」は判任官「上等技工」と同格として定員上混用されたために「技手」概念は新条例制定以降も存続したはずである。「官制」事項には当然厳密であるはずの横須賀鎮守府沿革編纂委員ならば、判任技術官である「技手」を職制系統上の職長（「頭目」と同一概念で用いることはしないであろう。したがって、『横須賀造船史』でいう「技手」と『海軍歴史』でいう「頭目」とは、この両者に関するかぎり同一の概念で扱えない。「技手」「頭目」どちらでも構わないというわけにはいかないのである。

日本側記録における代替可能な用語

では、官階としての「技手」と、職長という職制系統上の「頭目」のどちらがヴェルニーの本意として適切な訳語になるのだろうか。

『横須賀造船史』の「編纂委員誌」では、「設立原案」に関しての日本人の手による記録は一切残されていないと述べているが、断片的に「設立原案」の内容がうかがえる資料が日本側にもある。幕府側文書・書簡綴『横須賀製鉄所一件』に所収の文書「日本海軍用之製造場取建規則書」（年月日不詳）に次のような記述がある。

「インゼニール之稽古人を教育せんかため日本政府才学ある若輩を選挙し其人々には朝之内通弁頭取と共に勤学シ夕にみたり諸職工之学課を稽古すへし／右教導方はインゼニール勤めの暇あり次第十分にみたすへし／右同様若き職人之内を欧羅巴職人頭選み是に職人頭之職業を学ばしむへし／此職人等朝之内八機械所にて働き且夕八製図之稽古をいたし総て仏蘭西之海軍所にある諸職工之学校に倣ふへし」（傍点 - 筆者）

上記の「インゼニール」とはエンジニアであるから、『海軍歴史』『船廠史』でいう「技師」「技士」に相当するであろうし、「インゼニール之稽古人」はさしあたり エンジニア練習生 といった意味であろうから、「技師生徒」「技士生徒」に相当するであろう。また、上記の「職人頭」は、その意味から『海軍歴史』でいう「頭目」に相当するであろう。

前出の表1をもとにこれらの対応関係をまとめると表2のとおりとなる。

表2 伝習に関する用語の比較：その2

『船 史』	『海軍歴史』	「製造場取建規則書」
技士 技士生徒 技手 技手生徒	技師 技師生徒 頭目 頭目生徒	インゼニール インゼニール之稽古人 職人頭 （「職人頭の職業を学ぶ」「若き職人」）

さらに、これも『横須賀製鉄所一件』に所収の「製鉄所規則」（年月日不詳）という記録がある。上記引用とほぼ同様の内容が記されている。

「日本之少年後秀を撰て是を見習ひ仏の次三官に換るを専要と心懸べし／此少年輩通詞共に職人出揃前毎朝蒸氣之学を為すべし仏の三官も毎々に教諭すべし／仏之諸職棟梁は日本之職官器用なる者を撰み朝夕之閑暇に伝習すべし／夜間は無事に送る事不能仏国製鉄所之規則に従ひ絵図引等之事を学ふべし」

「少年後秀」は、「少年俊秀」の誤字と思われるが、これは前出「日本海軍用之製造場取建規則書」の引用でいえば「才学ある若輩」に相当するであろう。また、「三官」とは、同記録中にある「蒸気家」「造船家」「会計家」を指しており、前二者はそれぞれ機関、船体を専門とするいわゆる技師に相当するものであろう。そして、「仏之諸職棟梁」すなわち前出でいえばフランス人の「職人頭」は、朝夕の空き時間に「日本之職官器用なる者」を選んで伝習すべきとの前出文書と同様の内容を記している。

このようにみると、『横須賀製鉄所一件』における2つの記録に共通することは、『船廠史』でいう「技手生徒」に相当する者への伝習を担当するフランス人は、職人頭や棟梁という職人の「長」という意味の用語を用いていることである。そしてまた、それは『船廠史』『海軍歴史』ともに「頭目」と表記しているのである。そして、こうした日本側記録からヴェルニーが起草した「設立原案」のフランス語原文における「技手」（『船廠史』では）と訳された原語の意味を推測するならば、海軍省令官制による技術官「技手」の意味よりも「頭目」「職人頭」「棟梁」といった“職人の長”的な意味合いをもつものとなる。

フランス側記録における原語

「設立原案」が幕府側に示された具体的年月日は不明である。ロッシュが本国に宛てた報告の添付文書の中にヴェルニー署名の文書（Composition du personnel japonais [attaché a l'arsenal], L. Verney, Yokohama, 20 fév. 1865; 「日本人職員組織」）がある。内容は『船廠史』における「設立原案」の「第五節（内国官吏組織事項）」に相当し、日付は1865年（元治2年）2月20日となっている。『船廠史』によれば、ヴェルニーが元治2年1月（旧暦）に来日し、仏国公使ロッシュがそれまで幕府との間に議定した事項の要旨を条記することで急遽ヴェルニーに立案させたものが「設立原案」であるとしている。つまり、「設立原案」の作成の時期と先のヴェルニー署名文書の日付とはほぼ重なる。さて、『船廠史』でいう「技士生徒」および「技手生徒」に相当すると思われるフランス側資料（ヴェルニー署名文書）の用語は、それぞれ「*élèves ingénieurs*」「*élèves contre maîtres*」である。『船廠史』と『海軍歴史』とで、翻訳上の相違が生じたのではないかと推測されるのは「*élèves contre maîtres*」の方である。「*contre maîtres*」には、「現場監督、現場主任、職工長」という意味があるが、また海事用語として古く（帆船時代）は「水夫長、下士官」の意味もある。同文書が翻訳の原典であるとするならば、『海軍歴史』における在来語「頭目」も『船廠史』における官制上の技術官「技手」も翻訳語として妥当である。前者では職制的な観点を持ち、後者は位階的な観点をもつともいえる。横須賀での伝習は、長崎で行われたような航海・操船術の伝習ではなく、造船の技術伝習であるから『海軍歴史』のセンスでは位階（軍隊階級）とは明確な区別をもつ「頭目」を迷うことなく訳語として選択したのかもしれない。いずれにせよ、ヴェルニーのオリジナルにおける原語とおぼしき用語の意味からは確実な結論を求めることはできない。

「設立原案」の「技手」が意味した技術人材とは...

『船廠史』における「設立原案」の「技手」の概念を巡って日本側およびフランス側史料から検討してきたが、決定的な断定はできないものの、いくつ

かの成果としてさしあたっての結論を述べておこう。

『船廠史』によって、「技士」「技手」は幕末期以来の呼称とするのが通説となっているが、「技士」「技手」の表記は後年（明治20年代、沿革史編纂時）のものであり、幕末当時は「技手」という用語は使われていなかったといえる。

『船廠史』でいう「技手」が意味した技術人材を、ヴェルニーの本意はともかくとして、当時の関係日本人（幕府側）の間の認識では「職人頭」すなわち職長の意味合いであった。

したがって、筆者が問題とするtechnicianと類似する中間技術者としての「技手」の概念の起源を横須賀造船所創設期に置くことはできない。つまり、幕末期の横須賀製鉄所の技術学校で9名の少年職工を集めて開設した頃の養成教育の目標には、中間技術者としての概念は含まれていない可能性が高い。

では、なぜ、『船廠史』では「技手」という用語を用いたのかという疑問が残る。考えられる理由を2つあげておこう。まず、長期にわたる沿革史を理解しやすくするために編纂者が制度と用語との整合性を図ったのではないかという理由があげられる。「設立原案」というヴェルニーのマスタープランで開始した製鉄所技術学校が、明治初期の「変則学校」の濫觴であり、後年（編纂時）における技術官「技手」の養成機関へとつながることの理解を容易にするだろう。第2の理由として、『船廠史』のオリジナルが編纂された明治20年代当時、製鉄所/造船所揺籃期に職工生徒として教育を受けた人々が、まさに基幹所員（おそらく「技手」）として活躍していたと思われるが、そうした人々に対する編纂者の配慮ではないかと考えられる。『船廠史』は「社史」の範疇に入るものであるが、この種の内部編纂による沿革史の場合、自組織の関係者特に基幹的な現従業員に関することには斟酌した表現となるだろう。ともあれ、伝習担当のフランス人には「頭目」と訳しておきながら日本人伝習生については後年の用語「技手」とした沿革史編纂側の意図と配慮を想像してみるのもまた楽しい。

（以下、次号に続く）